

大規模小売店舗立地法の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和7年4月 8日

届出年月日：令和7年3月28日

店 舗 名：（仮称）ダイレックス日田三和店

設 置 者：ダイレックス株式会社

場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス
業振興課及び大分県西部振興局

縦 覧 期 間：令和7年4月8日～
令和7年8月8日

届出の概要：別紙のとおり

様式第1（第3条関係）



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和7年3月28日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

ダイレックス株式会社
代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス日田三和店
大分県日田市大字三和字五反田51番1 外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名（名 称）	代表者（法人の場合）	
ダイレックス株式会社	代表取締役 五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年11月29日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,626㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.	収容台数	位 置
駐車場No.1	18台	建物西側(資料-3 平面図兼配置図上に記載)
駐車場No.2	49台	建物敷地南側(資料-3 平面図兼配置図上に記載)
合 計	67台	

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物南側(資料-3 平面図兼配置図上・駐輪場)	16台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物西側(資料-3 平面図兼配置図上・荷さばき施設)	65m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 積
建物西側(資料-3 平面図兼配置図上・廃棄物等保管施設)	10.77m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻：午前9時 閉店時刻：午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場No.1	2箇所	建物敷地西側及び南側 (資料-3 平面図兼配置図上・出入口No.1、出入口No.2)
駐車場No.2	4箇所	建物敷地南側駐車場西側及び北側 (資料-3 平面図兼配置図上・出入口No.3～出入口No.6)
合 計	6箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

〔設置者、建物等の概要〕

1 出店の趣旨

地域の皆様におかれましては、益々のご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、九州地域を中心に、四国、中国地域にディスカウントストア「ダイレックス」を展開し、“お客様が求めるより良い品質の商品をいつでも安くご提供する”真のディスカунターとして、お客様のご要望に応える店舗づくりを推進してまいりました。

また、新たな市場環境に適応した店舗展開、共働き世帯に配慮した営業時間の設定など時代を先取りした戦略によって、地域で最も強い流通企業となり、健全で安定した収益構造を確立することを目指しています。

これからも、ますます多様化するお客様のニーズやライフスタイルにお応えする商品、時代と地域が必要としている商品を的確に把握し、“Discount & Convenience”をご提供していくことで、お客様により広く、より大きく、より深く愛される企業として、大きく飛躍するための新たなチャレンジを続けています。

この度、「(仮称)ダイレックス日田三和店」の出店にあたり、本件の趣旨をご理解の上、ご配慮賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2 大規模小売店舗設置者の連絡先等

(1) 設置者の連絡先及び電話番号・FAX番号

ダイレックス株式会社 店舗開発部 黒岩政文
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地
TEL 0952-32-6511 FAX 0952-32-6761

(2) ①周辺の生活環境保持の対応策の小売業者等への周知措置

従業員に届出書及び添付資料の内容を説明することで、施設の運営方法の明確化を図るとともに、定期的なテナント会議により周知徹底を図る。

②周辺の生活環境保持のための監督・管理責任者

(仮称)ダイレックス日田三和店 店長

3 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し〔規則第4条第1項〕

別添のとおり

4 小売業者一覧

	小売業者名	店舗面積	業種・業態	主として販売する物品
核となる小売業者	ダイレックス株式会社	1,626㎡	ディスカウントストア	食料品、衣料品、住・生活関連用品等
その他の小売業者	該当なし	0㎡	—	—

5 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

〔規則第4条第3項〕

(1) 建物位置図

別添「資料一 建物位置図（広域図）」参照

(2) 周辺見取図

別添「資料二 周辺見取図」参照

(3) 建物配置図

別添「資料三 平面図兼配置図」参照

(4) 各階平面図

別添「資料三 平面図兼配置図」参照

6 店舗施設計画の概要

(1) 計画地の概要

①敷地面積及び土地の所有形態

建物敷地	3,671m ²	賃貸借契約
駐車場用地	2,124m ²	賃貸借契約
合 計	5,795m ²	

②法令上の用途等

都市計画法用途地域 準住居地域、第一種住居地域、第二種中高層住居専用地域
別添「資料－4 用途地域図」参照

③現在の利用状況

農地

(2) 計画地周辺の概要

①立地環境

建物敷地北側：店舗や戸建住宅が立地する。
建物敷地東側：農地が面する。
建物敷地南側：里道挟み当該店舗駐車場用地が面する。
建物敷地西側：国道212号を挟み店舗や医療施設等が立地する。

②隣接地の用途現況

別添「資料－2 周辺見取図」参照

③基盤整備に関する事業の有無とその内容

該当事業なし

④街並みづくり計画の有無とその内容

- ・日田市景観計画（市街地周辺景観ゾーン）

<景観形成の方針>

- ① 商店街などにおいて大規模建築物等の建築を行う場合は、にぎわいの連続に配慮し、背景や周辺との調和を図ります。
- ② 大規模建築物等の建築においては、背景との調和に配慮します。
- ③ まとまりのある色彩景観の形成に努めるとともに、周辺の景観阻害に配慮します。

⑤都市計画及び中心市街地活性化基本計画との関連性

- ・都市計画との関連性

上記（1）②に示す用途地域のみ

大分都市計画道路事業3・3・1号 上野三和線が施行中。

- ・中心市街地活性化基本計画との関連性

計画区域外のため関連なし

(3) 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

- ①建設着工予定年月日：令和7年5月 下旬

- ②完成予定年月日：令和8年1月 下旬

(4) 建物の構造及び規模

①建物構造

鉄骨造 平屋建て

②店舗面積の内訳

イ 建築面積；2,281㎡

ロ 延べ面積；2,266㎡

ハ 各階ごとの店舗面積及び延べ面積等

(単位：㎡)

	店舗面積	その他の施設	延べ面積
1 F	1,626	640	2,266

(5) その他の施設計画と各施設面積

利用者層が同一の併設施設		
施設名	営業面積	営業時間
該当施設なし	0㎡	—

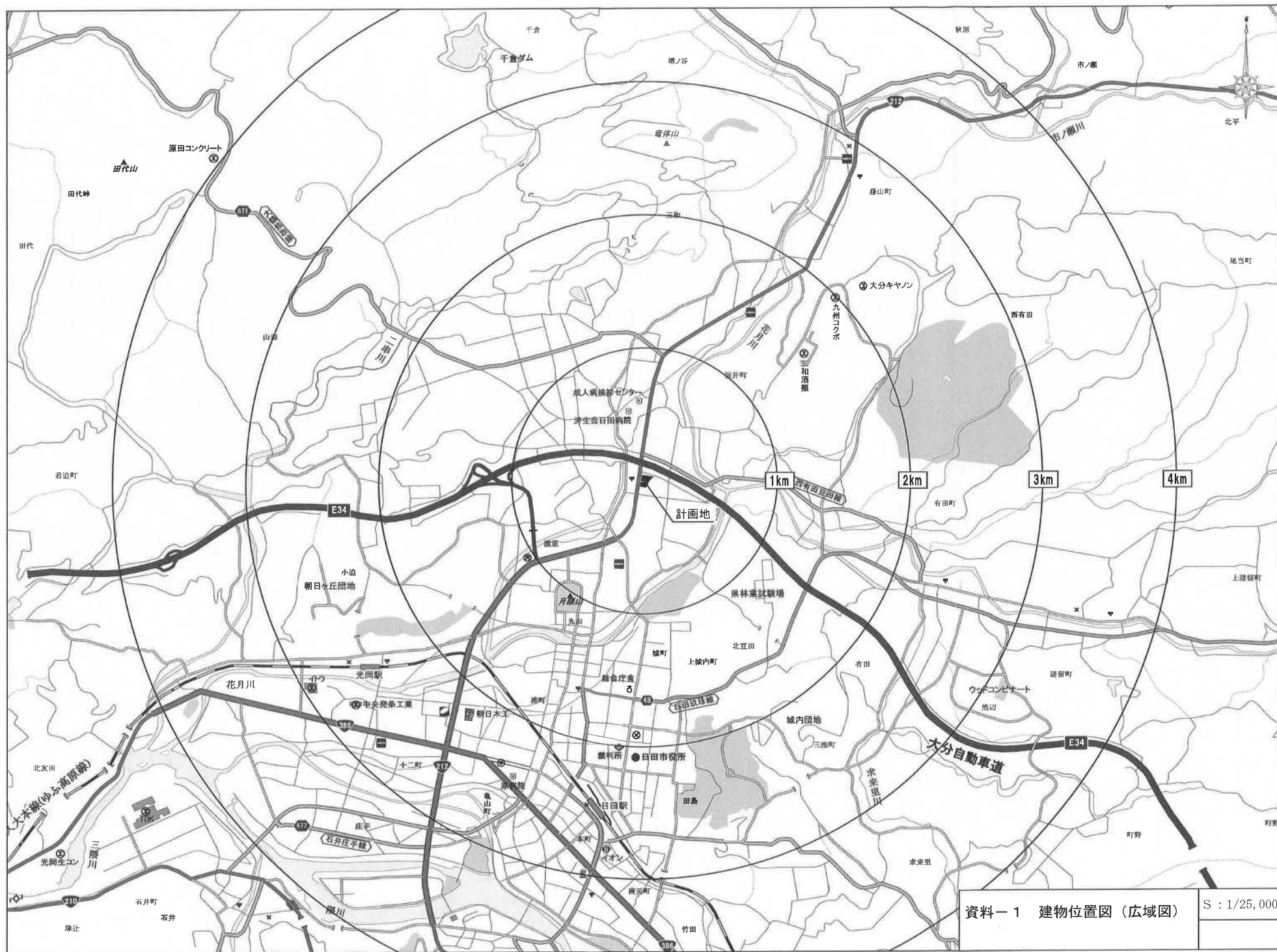
利用者層が異なる併設施設			
施設名	事業主体	営業面積	営業時間
該当施設なし	—	0㎡	—

(6) 開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針

事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合には、再度調査・予測を実施した上で、必要な追加的対応策を講じていく。

7 その他（特記事項）

特になし



資料-1 建物位置図(広域図)

S : 1/25,000

